

強制動員問題解決の方向性—大法院判決を踏まえて

矢野秀喜

1 大法院判決の意義

大法院判決のポイント—

- ① 強制動員の事実を認め、原告を反人道的な不法行為の被害者と認定（日本の司法も認定）
- ② 被害者には「強制動員慰謝料請求権」があると判断（日本の司法も認定）
- ③ 「強制動員慰謝料請求権」は日韓請求権協定の適用外（『個人の請求権』は消滅していない）＋「裁判を受ける権利」〔国連自由権規約第14条〕＋「国際文書は解釈時点における支配的な法体系全体の枠内で解釈適用される」〔ナミビア事件におけるICJの勧告的意見〕

2 安倍政権の対応とその問題点

- ・「判決は国際法に照らしてあり得ない（国際法違反）」←請求権協定2条の解釈をめぐる「紛争」が生じたのであり、直ちに国際法違反とは言えない。それ以前に、日本政府じしんが、ILO29号条約違反
- ・「請求権協定で解決済み」←「慰謝料請求権は法律144号によっても消滅していない」（1992年3月9日柳井条約局長答弁）＋日韓会談の中では日本政府は植民地支配を合法と主張、労務動員の違法性も否定
- ・「（徴用工ではない）旧朝鮮半島出身労働者」←労務動員における強制性を否定する論理であり、検定済教科書に記述していることすら隠蔽する主張＋軍需会社法による「現員徴用」規定

↓

戦時中の労務動員被害者が被った被害事実、人権問題をまったく省みない態度
脱植民地主義の流れに背を向けるもの

3 韓国の文喜相国会議長の「解決案」とその評価

- ・韓国国会議長の文喜相氏が強制動員問題の「包括的解決」に向けて「2+2+α」案を提起
 - ※韓国政府が「記憶人権財団」を設置—①日韓両国関連企業の自発的寄付金、②両国市民の自発的寄付金、③「和解治癒財団」の残余金約60億ウォン、④その他の寄付金・収入金等で基金構成
 - ※強制動員被害者への慰謝料・慰労金支給は基金から充当し、運営経費は韓国政府の出資金・補助金で充当（基金規模は3000億ウォン）
 - ※判決が確定した被害者に慰謝料が支払われれば、日本企業の賠償責任が代位返済されたものと見なす。訴訟を起こしていない被害者は1年6か月以内に支援委員会に申請し、審査に基づき慰謝料を支給する。それに伴い裁判上の和解が成立したものと見なす。申請しない場合は時効で権利消滅（支給対象は1500人）
- ・日韓の政界は、文提案を支持・推進—韓国の4与野党は一致して推進していくことを確認、河村建夫日韓議連幹事長は「文提案しかない」、安倍首相は、「強制執行以前に法整備があれば良い」←文氏と河村氏が協議・合意している？

↑

大法院判決をめぐって、日韓両政府は対立してきたが、それが経済、安保面にまで影響を及ぼすに至って、強制動員問題を何らかのかたちで「解決」していく必要に迫られてきたことの反映

4 強制動員問題解決の方向性

- 文提案は、①強制動員の事実、そこにおける日本政府・企業の責任の認定と謝罪を抜きに、②日本企業に“善意の”寄付金を求めつつ、③他方で、「慰謝料」支給を受けた被害者の債権を消滅させるというものであって、実質的に日本政府・企業の強制動員の責任を免責するもの。また、④補償対象も判決確定者と提訴予定者に限定したもので、到底、「全体的解決案」とは言えない
- では、大法院判決を踏まえて、どのような解決が問われるかー
 - （前提）－①被害者が納得し、受け入れられるものであること、②国際人権法の保障水準を満たすものであること
 - （原則）－①事実を認めて謝罪すること、②謝罪の証としての賠償、③次世代への継承
- 日本政府、企業には不法な強制動員を行った責任が問われ、韓国政府、受惠企業には、強制動員問題の解決を怠った責任が残されている。4者がそれぞれ問われる責任を認め、その責任と役割を果たしていくことが必要